

柏市公民館運営審議会委員長及び副委員長の選出について

柏市公民館運営審議会委員長及び副委員長の選出を行います。

柏市公民館条例施行規則第22条第2項の規定により、互選となっています。委員長及び副委員長の任期は1年で、翌年の再任を妨げるものではありません。

別紙「令和3年度第1回柏市公民館運営審議会 書面審議回答書」にて御回答ください。

なお、今回は事務局に委任していただく選択肢も設けています。

【参考】

○ 柏市公民館条例施行規則

(公民館運営審議会)

第22条 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出し、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。